

女性が活躍する市内企業の の取り組みを紹介します

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、職場や学校、地域などで取り組みを進めていくことが重要です。ここでは、男女共同参画に先駆的に取り組み、東北で初めて「プラチナえるぼし」「プラチナくるみんな」の両方の認定を取得したプラザイン水沢の取締役支配人・堀内恵樹さんについて伺いました。

プラチナえるぼし認定
女性が活躍する取り組みが特に優良な企業を国が認定するもの

プラチナくるみんな認定
子育てと仕事の両立支援の取り組みが相当程度進んだ企業を国が認定するもの

――開業の経緯を教えてください。
江刺梁川で旅館業を営んでいたのが始まりです。水沢での「きくすい荘」の開業を経て、現在のプラザイン水沢では、結婚式場や宴会場の機能などを備えたコミュニケーションホテルとして営業しています。江刺梁川での旅館業は、先代社長の母親が、一人で子育てをしながら営んでいました。開業当初から、女性が活躍できる土台があったのだと思います。――えるぼし・くるみんな認定取得に取り組みだきつけを教えてください。
従業員の確保を目指したことがきっかけです。従業員に女性が多いのですが、労働時間が不規則なため、家庭との両立が難しく、結婚や出産を機に100%退職していました。仕事を続けてもらうにはどうしたらいいのか、従業員

にも意見を求めながら、社内の制度を少しずつ変えていきました。その中で、えるぼし・くるみんな認定の取得にチャレンジしてみようという流れになりました。――どのように取り組みを進められたのですか。
従業員の相談に対応するメンターという係を置き、ピアリングを重ねながら、新しい働き方を模索し、制度を変えていきました。具体的には、部課長制をやめ、営業、宴会などの担当ごとにチームリーダーを置く形に変えたことで、女性リーダーが生まれました。また、チーム間でワークシェアできる体制が整ったことで、女性だけでなく誰もが希望の日に休みやすくなることにもつながりました。社員でもパートタイムで働けるようにするなど、雇用の形態を複数設け、従業員のニーズや



プラザイン水沢の堀内恵樹さん

ライフステージに合わせて選べるようにしました。おかげさまで出産などの理由で退職する従業員は、ここ10年間でゼロとなっています。――取り組みの中で困難だったことはありますか。
初めは、社内で異論が出たこともありましたが、ピアリングを重ねることで現在の形を作りあげることができました。制度を作るため試行錯誤しましたが、岩手労働局などさまざまな機関に相談することで、多方面から協力をいただくことができました。――取り組みを進める企業へアドバイスをお願いします。
まずは取り組みでみることに第一歩になると思います。今年4月から女性活躍推進法が改正され、常時雇用する労働者が10人以上の企業は、女性が活躍する取り組みが元気に活躍できる職場です



プラザイン水沢は女性が元気に活躍できる職場です

働者が10人以上の企業は、女性活躍に向けた行動計画作りが義務付けられました。こうしたことに取り組む上で、当社がご相談にお答えできることもあると思います。――今後の目標を教えてください。
女性リーダーは増えてきましたが、まだ十分とは言えないので、引き続き女性の活躍推進を目指します。女性だけでなく、高齢者や障がい者、性的少数者の方など、誰もが活躍できる環境づくりにも取り組んでいきたいです。これから、地元の方々が気軽に利用でき、地域に必要とされるコミュニケーションホテルを目指していきます。

参院選の 投票方法などをお知らせします

任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、7月に投開票が行われる予定です。投票日当日に投票所で投票ができない人は、「期日前投票」や「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

市選挙管理委員会事務局 (☎ 34-2232)



投票日当日の投票

当日の投票所は、入場券に表示されています。入場券は、公示日から順次郵送する予定です。入場券がなくても、選挙人名簿で確認ができたときは投票できますので、当日係員に申し出てください。投票できる時間は、午前7時から午後7時までです。

当日投票できない人は 忘れずに期日前投票を

投票日当日に投票できない

人は、期日前投票をすることができます。期日前投票所は入場券に表示されており、市内のどの投票所でも投票可能です。

期日前投票を行う場合は、期日前投票事由に該当する旨の宣誓書を書く必要があります。宣誓書は入場券裏面に印刷してありますので、あらかじめ書いておくこととスムーズです。また、3月の市長選挙と同様に、臨時期日前投票所も開設します。詳細は、6月下旬に発行予定の全戸配布チラシでお知らせします。

市内で投票できないときは 不在者投票ができます

市内の投票所に行けない場合は、次のような手段で不在者投票ができます。詳しい要件は、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。手続きに時間がかかりますので、余裕をもって手続きするようにお願いします。

- 入院・入所している人の不在者投票(各施設で投票)
- 出張や旅行などで市外に滞在している人の不在者投票(滞在先の選挙管理委員会投票)
- 体に重度の障がいがある人の不在者投票(郵便で投票)

新型コロナウイルスで宿泊・自宅療養をしている人の投票

新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊・自宅療養をしている人で、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」ができます。詳しい要件や、手続きについては市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票所への移動支援をご利用ください

投票所までの移動が困難な人を支援するため、自宅などから投票所までの無料移動支援を実施します。選挙タクシーは、今回の選挙から要支援の人なども対象になりました。乗り方や運行時刻などは、6月下旬に発行予定の全戸配布チラシでお知らせします。

		選挙タクシー	選挙バス
運行区間		自宅と投票所の間	停留所と投票所の間
対象となる人		・在宅の要介護者 ^{※1} 、要支援者 ^{※1} 、事業対象者 ・障がい者手帳を持っている人 ・上記の人を介護し、同乗する人	全ての有権者
対象となる投票	期日前投票	○	×
	臨時期日前投票	○	(運行しません)
	投票日当日の投票	○	○
用意するもの		介護保険被保険者証 ^{※2} または障がい者手帳 ^{※3}	なし

※1 要介護状態区分は問いません ※2 「要介護状態区分」に記載があり、有効期限内のもの
※3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか